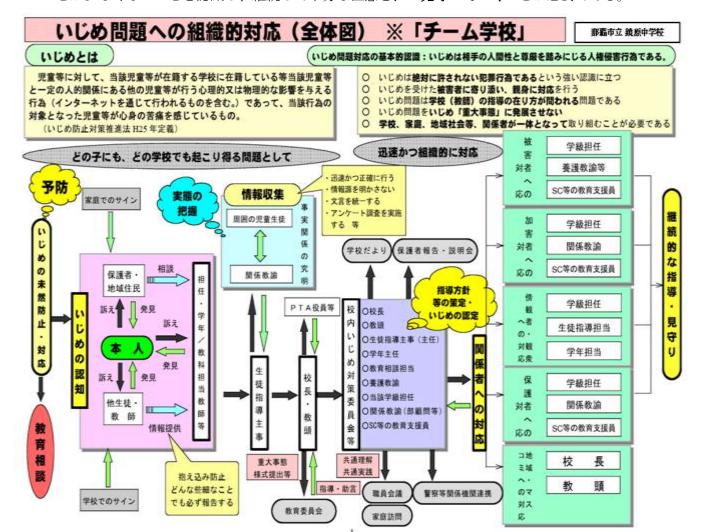
1 基本的な考え方(基本理念)

教職員一人一人が「いじめは絶対に許さない」の考えのもと、「いじめ」についての認識を深め、 組織で「いじめ」への適切な対応を行うとともに、生徒自ら「いじめ」を解決する力を身に付けるた めの指導のあり方等について理解し、それらに基づいた着実な実践に取り組む。

【 未然防止:いじめを許さない学校づくり 】

- ○**生徒理解を深め**、生徒一人一人を大切にするとともに、日常的な関わりの中で教職員と生徒間の信頼関係づくりや生徒相互の**人間関係づくり**に努めることが重要である。
- ○いじめを許さない雰囲気を醸成する取組の充実。
- ○いじめ問題への指導方針等の情報については、日頃から家庭や地域に**公表**し、**保護者や地域住民 の理解と協力を得るよう努める**ことが重要である。
- ○いじめている生徒に対しては、出席停止の措置を含め、**毅然とした指導**が必要である。
- ○いじめられている生徒については、**学校が徹底して守り通す**という姿勢を日頃から示すことが重要である。
- ○いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかない所での陰湿ないじめが続いていることが少なくないことを認識し、継続して十分な注意を払い**見守っていく**ことが必要である。



2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」と定義する。(「いじめ防止対策推進法」より)

- 3 いじめに対する基本的認識: 【いじめは相手の人間性と尊厳を踏みにじる人権侵害行為】
 - ○いじめは**絶対に許されない犯罪行為である**という強い認識に立つこと
 - ○いじめを受けた被害者に寄り添い、親身に対応を行う
 - ○いじめ問題は**学校(教師)の指導のあり方が問われる**問題である
 - ○いじめ問題をいじめ「重大事態」に発展させない
 - ○**学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって**取り組むことが必要である

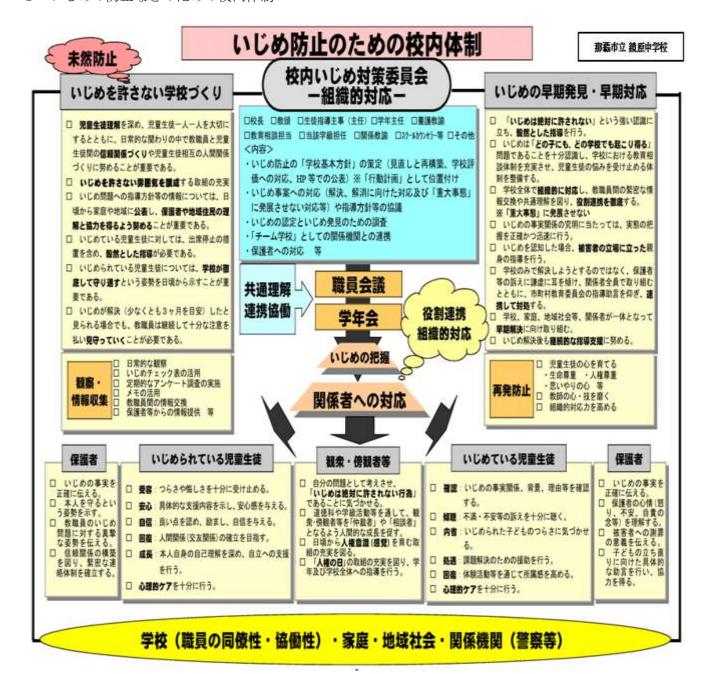
いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

- 4 いじめの様態 (例)
 - ○肉体的苦痛を与えるもの
 - (例) 殴る 蹴る 小突く 倒す つねる たたく ケンカをさせる 水をかける 画鋲を突き刺す 閉じ込める 等
 - ○精神的苦痛を与えるもの

(例)

【無視】話しかけない 返事をしない等 【嫌がらせ】ものを隠す 壊す 冷やかす等 【言葉によるもの】相手の嫌がる言葉で攻撃(きもい、うざい、きしょい、デブ等 【仲間はずれ】集団に入れない 暴言を吐く等

- ○犯罪行為
 - (例) 金品の強要 万引きや窃盗の強要 暴力(殴る、蹴る等) ケガを負わせる等
- ○性的ないじめ
 - (例) 服を脱がす 抱きつかせる 性的行為の強要等 身体に触れる等



(1) 校内いじめ問題対策委員会(兼生徒支援委員会)

校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・学年生徒指導担当・養護教諭・教育相談担当・関係教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、その他からなる、いじめ防止などの対策のための校内いじめ問題対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

※必ず議事録を残す。

(記録・・・通常開催時は各学年生徒指導担当交代制。臨時開催時・・・当該学年生徒指導担当)

〈内容〉

- ○いじめ防止の「学校基本方針」の策定
- ○いじめ事案への対応や指導方針等の協議
- ○いじめ認定といじめ発見のための調査
- ○「チーム学校」としての関係機関との連携
- ○保護者への対応

いじめの「重大事態」の対応

那覇市立 鏡原中学校

学校から設置者(教育委員会等)へ重大事態の発生報告 ⇒ 設置者から地方公共団体の長等へ報告(法に基づく義務)

「重大事態」の理解

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた<u>疑い</u>があると認めるとき (生命心身財産重大事態「1号重大事態」) ※ 例:児童生徒が自殺を図った場合、身体に重大な傷害を負った場合 等
- いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(不登校重大事態「2号重大事態」) ※「相当の期間」とは年間30日を目安。ただし、一定期間、連続して欠席している場合は、この目安に関わらず、迅速に調査に着手。
- 児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- 設置者においては、重大事態が発生した場合、すぐに学校から教育委員会に報告がなされるよう、日頃から指導を行うこと。

いじめの「重大事態」の発生報告、調査の手順(概要)

※学校は「重大事態」として判断後、自殺等重大事態の場合は当日 又は翌日中に、不登校重大事態の場合は7日以内に発生報告

1 学校は設置者及び国、県教育委員会に発生報告(令和5年3月文部科学省 いじめ重大事態に関する国への報告について 様式1)



(1) 重大事態への定義

- ①いじめにより生徒などの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- ②いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- ③生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合。

(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

いじめが主たる要因

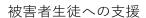
「いじめ」の**疑い**がある場合

※確実に校長に報告する(職員で情報共有する)



校内いじめ問題対策委員会を開く

1人の教諭で抱え込まず、組織 で対応する。「いじめ防止対策推進 法第32条」



- ○担任が家庭訪問を行ない、本人、保護者の 思いを聞く。
- ○本人の状態を見ながら事実確認をする。
- ○いじめ問題対策委員会で決定した加害生徒 への指導方針にゃ指導状況を、本人及び保 護者に丁寧に説明する。
- ○担任や養護教諭、SC等による本人及び保護 者の心のケアを行う。
- ○ケース会議を開き、本人の状況といじめ問 題対策で検討した指導方針について共通理 解する。
- ○本人の具体的な登校支援の方法を検討する。
- ○ケース会議で策定した支援計画に基づいた 登校支援に取り組む。

加害生徒への指導

- ○担任や生徒指導担当等が、事実確認を行う。
- ○いじめ問題対策委員会を開き、今後の指導 方針を検討する。
- ○管理職、担任、生徒指導担当等がアセスメントを行ない、いじめの抑制に向けた指導を行う。
- ○管理職、担任、生徒指導担当等が、加害生 徒の保護者に対して丁寧に説明しする。
- ○必要に応じて、児童相談所等と連携する。
- ○行動の改善が見られない等、被害生徒の不 安が解消されない場合は、加害生徒の別室 に登校させて指導したり、脅威幾委員会と 協議の上、加害生徒の出席停止を検討する。
- ○再発防止に向けて、担任や養護教諭、SC等

登校できない場合

- ○ケース会議を継続して行ない、再アセスメントと支援計画 を修正し、再検討する。
- ○担任等による家庭訪問を継続して行ない、本人、保護者の 考えを聞くとともに、加害生徒を含む学校の状況等を伝え る。
- ○本人及び保護者の意向を踏まえながら、別室登校や適応指 導教室への通級を促す。
- ○本人や保護者が希望する場合は、管理職、SSW、教育委員会等で丁寧に協議し、学級替えや転校の措置を図る。



- ○担任や生徒指導担当等が、加害生 徒及び他の生徒に対し手、継続的 にいじめの再発防止に係る取組を 行う。
- ○担任やSCが面談を行いながら、本 人及び保護者のケアを継続して行 う。
- ○担任や教科担当が、欠席していた 期間の学習内容の補充指導を行う。

いじめにより欠席が続くことは、いじめ防止対策推進法第28条により「重大事態」に該当する。重大事態の該当する科ぬせいがあある場合は、直ちに教育委員会を通じて報告を行る。その後の調査をおこない、その結果を踏まえ、首長は必要な措置を講じる必要がある。「沖縄県いじめ防止基本方針第2の3 重大事態への対処」参照。

いじめを除く友人関係が主たる要因

担任が把握



※確実に校長に報告する(職員で情報共有する)

- ○担任等による本人や保護者との面談や家庭訪問での聞き取り
- ○これまでのいじめアンケート等の確認
- ○養護教諭、教科担当、部活動担当者からの情報収集
- ○関係生徒からの情報収集



ケース会議によるアセスメント・支援計画の策定

校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・学年生徒指導担当・養護教諭・教育相談担当

・関係教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、その他



手立ての例

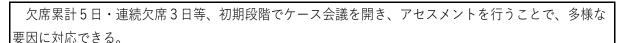
学校の対応

- ○担任等が、本人は保護者との面談を継続的 に行ない、本人の状況把握や意思確認を丁 寧に行う。
- ○スクールカウンセラーが本人及び保護者の 心のケアを行う。
- ○本人の心情や体調を把握し、支援計画を改善しながら登校復帰を支援する。
- ○学校の取組を本人及び保護者へ伝える。
- ○学級の状況を複数教員で見立てる。
- ○支援員は民生委員・教育相談支援員等によ

関係機関都の連携

- ○必要に応じて、本人及び保護者の意向を踏まえながら、適応指導教室への通級等を促す。
- ○SSWを活用し、民生委員、保護課や児童相談 所、関連機関と連携を図る。
- ○特別支援コーディネーターにより医療機関 等との連携を図る。
- ○虐待の可能性がある場合は、速やかに市町 村福祉担当、児童相談所に通告する。

【義務】



また、いじめ、発達的な特性、虐待等の早期発見にもつながり組織的な初期対応が可能となる。

- 7 「いじめに対する措置」について
 - (1) いじめ被害者への対応

大人が子どもに伝える3つのこと ①「いじめは絶対に許されない行為である」 ②「いじめられている子どもを守る」 ③「決して自らの命を絶ってはいけない」

いじめの被害者への対応

那覇市立 鏡原中学校

いじめられた児童生徒の側に立った親身な対応



本人のつらい気持ちを理解し、心理的ケアを施す

教師の対応

- 潜在化しているいじめの行為を敏感に察知し、適切な対応を通して信頼を得られる よう努め、安心療を与える。
- 2 管理職や生徒指導主事、学年主任等、「校内いじめ対策委員会」に即報告する。 ※いじめの疑いであっても報告すること
- 3 被害を受けた児童生徒の安全を確保するとともに、本人の訴えを本気になって傾聴 し、守り通す姿勢を示す。※「重大事態」に発展させない
- 4 被害を受けている児童生徒に対しては、良い点を認め励まし、自分の持っている能 力を学校生活の中で伸ばせるよう根気強く指導し、自信を持たせる。
- 5 学校生活の中で学級内の座席、係活動や当番活動などのグループ編成に配慮し、何 でも話し合えるような雰囲気作りに努め、人間関係の改善充実を図る。
- 6 自己理解を深め、課題克服、自立への支援を行う。
- 7 家庭との連絡を密にし、子どもの学校での様子や今後の対応について、保護者に伝 えるとともに、家庭での様子等について、保護者から情報を得る
- 8 加害者の児童生徒や保護者を一方的に非難する保護者には、言い分を十分に聴き、 受容した後で、冷静に判断するよう促す。

具体的な対応

- 話をうなずきながら聴く 子どもの派えについて、顔を見ながら一言一言にうなずきながら聴くことにより、「君のいうことはしっかり聴いているよ」という細胞のメッセージを伝える。 本人の訴えた言葉を復唱する
- 話をこのようにしっかり聴いているよ」というメッセージになり、子どもに安
- むからすべる。 自分の身に起きていることを客観的に考えるきっかけをつくることができる。 話が混乱しているときには、その内容を整理して伝える 教師が事実禁傷の掌握に誤りがないかどうが確かめる。 被害者が自分の感情を整理し、具体的に考えられるようにする。

- 数番音が目がの歌詞を登埋し、興味が1~考えられるようにする。 わからないことを質問する 話していることがよくわからないからといって子どもの話を違ってまで眺かない。 わからないことがあるから質問していい?」と尋ねてから聴く。 不明確なところを簡潔に登磋してから質問する。 本人が努力していることを支持する 「一生懸命耐えていたんだね」「いろいろ工夫したんだね」など、努力を認める言葉をかけっ
- る。 本人の努力した方向が違っていると思っても、否定的な言葉を言わない。 否定の言葉よりも、「どうしてそうしたの?」「どんな気持ちだったの?」など、その気持ちを聴いてみるようにする。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携

家庭での対応等

- いじめられている事実が判明した場合の対応 家庭における『子どもの居場所』を確保する。 不安を除去し、安全の確保に努める。

- ·「お父さんとお母さんは最後まであなたを守る、一緒に乗り越えよう」というメッ
- 学校との連絡を密にし、家庭での様子などの些細なことでも学校側に伝える。
 ひどいいじめの場合は、学校を休ませることも必要な場合もある。
 自己肯定感や自信を持てるような言葉かけ、激励をする。

- 2 些細な変化 (危険信号) に気づく (特に自死をほのめかすサイン)
- 死につながるような発言はないか? 自死に関するニュース等に対し同情する発言はないか?
- 眠れない様子はないか?
- 死を賛美する言動はないか?

好ましくない対応・考え方

- いじめの存在に気づかない 「本人がいじめを告白しないといじめはわからない」という考え方。 「いじめられているようには見えなかった(楽しそうにしていた)」 等。
- いじめの深刻さに気づかない

- いじめの深刻さに気づかなり、「いじめられる方にも問題がある」という考え方。 「いじめに耐えることも必要」「いじめられる方にも問題がある」という考え方。 「いじめは昔からあり、いつの時代にも存在するものである」という考え方 等。 否定認識や不用意な発言 「やられたらやり返しなさい」・「反抗できない方が悪い」・「負けるな、頑張れ、いい以縁だ」 「いじめは重大な人権侵害である」との認識に欠ける発言 ・児童生徒の理解不足、感性の 乏しさを問われる発言 ・「被害者保護優先」を無視した発言 ・自己防衛的な発言 ・被 害者の「痛み」に共感を示さない発言 ・具体性のない発言 等。 不適切な対応
- 教師が裁判官的な立場で対応する。 5 外部の情報等を活用しない。「廖家」の対応になっている
- 密室」の対応になっている ・いじめ防止に役立つ記録等を公開しない。
- <確認すること> いつ頃からいじめがあるのか?どんな時に? どんなことから?きっかけは?

として、 どんな方法で? 1対1?複数?グループ?誰が(命令)?

- ① 潜在化しているいじめの行為を敏感に察知し、適切な対応を通して信頼を得られるよう努め る。
- ② 被害を受けた生徒の安全を確保するとともに、本人の訴えを本気になって傾聴し、全力で守り 通す姿勢を示す。
- ③ 教師に告げたら仕返しされるという不安感を取り除き、「自分を守ってくれる」との安心感を 与えるように努める。
- ④ 被害を受けている生徒に対しては、良い点を認め励まし、自分の持っている能力を学校生活の 中で伸ばせるよう根気強く指導し、自身を持たせる。
- ⑤ 学校生活の中で学級内の座席、係活動や当番活動などのグループ編成に配慮し、何でも話し合 えるような雰囲気作りに努め、人間関係の改善充実を図る。
- ⑥ 自己理解を深め、課題克服、自立への支援を行う。
- ⑦ 家庭との連絡を密にし、生徒の学校での様子や今後の対応について、保護者に伝えるととも に、家庭での様子などについて、保護者から情報を得る。
- ⑧ 加害者の生徒や保護者を一方的に非難する保護者には、言い分を十分に聞き、受容した後で、 冷静に判断するように促す。
- ⑨ 子育てに自信を失っている保護者には、連携を図りつつ、元気づける。

【家庭での対応として】

- いじめられている事実が判明した場合の対応
 - ○家庭における「子どもの居場所」を確保する。
 - ○不安を除去し、安全の確保に努める。
 - ○「お父さんとお母さんは最後まであなたを守る、一緒に乗り越えよう」というメッセージを送る。
 - ○学校との連絡を密にし、家庭での様子などの些細なことでも学校側に伝える。
 - ○ひどいいじめの場合は、学校を休ませることが必要な場合もある。
 - ○自己肯定感や自信を持てるような言葉かけ、激励をする。
- 2 些細な変化(危険信号)に気づく(特に自殺のサイン)
 - ○死につながるような発信はないか?
 - ○自殺のニュースなどに対し同情する発信はないか?
 - ○眠れない様子はないか?
 - ○死を賛美する言動はないか?
- (2) いじめ加害者への対応

いじめの加害者への対応

那覇市立 鏡原中学校

いじめは「人権侵害行為」である



「いじめは絶対に許されない行為である」との認識に立った毅然とした指導

基本的な姿勢



その場の指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで継続的に指導する。

- いじめは人権侵害行為であり、絶対に許すことのできない行為であることを認識させる。
- 2 差別的なものの見方や偏見に気づかせたり、豊かな人間関係の重要さに気づかせたり等、いじめを許さない雰囲気を離成する。
- 3 励まし合い、助け合いによって、よりよい集団を作ろうとする意欲を持たせる。
- 4 加害児童生徒との信頼関係の構築を図り、本人自らの力で問題の解決を図れるよう支援する。
- 5 教師は、どの児童生徒も自らの行為を反省し、正しく生きようとする力が備わっているという認識を持ち、指導にあたる。

いじめの事実関係を把握するこ とはもとより、いじめの動機や背を 最等について、共感的に理解する とともに、いじめた児童生徒の心 **の内面を理解**するよう努める。 ※**心理的ケア**を十分に行う

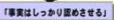
連携・協力、毅然とした姿勢

教師の対応 (一人で「抱え込まない」、校内組織に相談する)

- いじめを完全にやめさせるという姿勢で描む。 いじめ問題について、職員間で役割連携し、組織的に取り組む。 いじめの事実関係、きっかけ、原因などの客観的な情報を収集、メモを取る。 何があったのか? ・どんなことから? ・いつ頃からか? ・どこで? ・どんな気持ち? ・どんな方法で? ・誰が(命令)したのか? ・複数? 等。 不満・不安等の訴えを十分聴くとともに、いじめられた児童生徒の立場になってよく

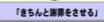
- ・ 小浦・小女寺の終えを十分様もとともに、いしめられた児童生徒の立場になってよく 考えさせ、自分がやったことの**重大さに気づかせる。** ・ 相手に与えた苦しみ、傷みに気づかせる。 ・ **課題解決のための支援**を行い、自分自身の力で**解決する方法**を考えさせ努力させる。 学報活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感、成就感を持たせる 7 学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感、 とともに、軟節との信頼関係を構築する。 場合によっては、出席停止等の措置も含め、勧然とした指導を行う。 9 必要な場合は、智識等関係機関と連携し対応する。

< 対応のポイント つ





「決して言い逃れはさせない」



「それ以上罰しない」

「今まで以上に関わりをもつ」

好ましくない対応

- 1 権威的な指導 ・学級等みんなの前でいじめた児童生徒を非難

- ・子どもの人格を否定するような発言をする。 ・命令口調で対応する。 ・過去を引き合いに出す。

- 追い詰めたり、問い詰めたりする。 兄弟姉妹と比較する。

- 何もかも「いじめ」と決めつける。 教師の価値載や体験のみでいじめかどうかを
- 判断する.

保護者への対応

- 保護者の心情を理解する
- 体膜者の心理や思う。 ・保護者の過一思り、情けなさ、自責の念、今後の不安 等。 ・保護者も追い詰められると、防衛的あるいは攻撃的な態度をとることもある。
- 子どものよさを認め、保護者の苦労も十分ねぎらいながら対応する。
- 2 事実関係は正確に伝える
 - 発言等に基づき、事実を正確に伝え、憶測で話はしない。
 - ・問題とは直接関係のないことまで紙を広げない。
- 3 学校の指導方針を示し、具体的な助賞をする ・被害者への消算、子どもへの対応方法などを保護者の意向を踏まえ助賞する。
- 4 教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示す ・子どもが自分の『非』に気づき、改められるよう指導・支援する。

家庭での対応

- ・それぞれの役割を確認し、連携して対処する。
- どんな行動をしたのか?その結果どうなったのか?
- 3 徹底的にいじめを否定する ・「いじめは絶対に許されない行為である、私も許さない」 ・「いじめられた子は苦しんで いる」・「あなたの気持ちはわかった、一緒に考えよう」等。
- ・あらかじめ被害者とその保護者の意向を確認し、被害者の思いに沿った形で謝罪を行う。
- 5 今まで以上に子どもとの関わりを多く持つ

① 基本的な姿勢

ア その場指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで継続的に指導する。

- イ いじめの事実関係を把握することはもとより、いじめの動機や背景などについて、共感的に理解するとともに、いじめた生徒の心の内面を理解するように努める。
 - →心理的ケアを十分に行う。
- 1 「いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為である」ことを厳しく認識させる。
- 2 差別的なものの見方や偏見に気づかせたり、豊かな人間関係の重要さに気づかせたりなど、いじめを許さない雰囲気を醸成する。
- 3 励まし合い、助け合いによって、よりよい集団を作ろうとする意欲を持たせる。
- 4 加害生徒との信頼関係の構築を図り、本人自らの力で問題の解決を図れるよう支援する。
- 5 教師は、どの生徒も自らの行為を反省し、新しく生きようとする力が備わっているという認識 を持ち指導にあたる。

②教師の対応

- アいじめを完全にやめさせる。
- イ いじめ問題について、職員間で役割連携し、組織的に取り組む。
- ウ いじめの事実関係、きっかけ、原因などの客観的な情報を収集する。 何があったのか?・どんなことから?・いつ頃からか?・どこで?・どんな気持ち? どんな方法で?・誰が(命令)したのか?・複数?など。
- エ 不満·不安などの訴えを十分に聴くとともに、いじめられた生徒の身になってよく考えさせ、 自分がやったことの重大さに気づかせる。
- オ 相手に与えた苦しみ、痛みについて気づかせる。
- カ 課題解決のための支援を行い、自分自身の力で解決する方法を考えさせ、努力させる。
- キ 学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感、成就感を持たせる。
- ク 場合によっては、出席停止などの措置も含め、毅然とした指導を行う。
- ケ 必要な場合は、警察など関係機関と連携し対応する。

【対応のポイント】

- ①「事実はしっかり認めさせる」
- ②「決して言い逃れはさせない」
- ③「お互いが納得の上謝罪させる」
- ④「それ以上罰しない」
- ⑤「今まで以上に関わりを持つ」

③保護者への対応

- ア 保護者の心情を理解する
 - ○保護者の倫理(怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安など)。
 - ○保護者も追い詰められると、防衛的あるいは攻撃的な態度をとることもある。
 - ○子どものよさを認め、親の苦労も十分にねぎらいながら対応する。
- イ 事実関係は正確に伝える
 - ○憶測で話をしない。
 - ○問題とは直接関係のないことまで話を広げない。

- ウ 学校の指導方針を示し、具体的な助言をする。
 - ○被害者への謝罪、生徒への対応方法などを保護者の意向を踏まえ助言する。
- エ 教師と保護者がともに子どもを育てるという姿勢を示す
 - ○子どもが自分の「非」に気づき、改められるよう指導・支援する。

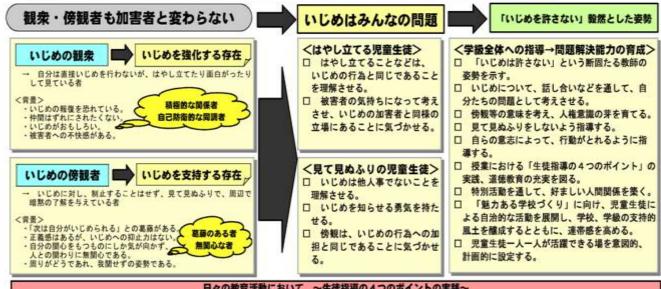
【家庭への支援】

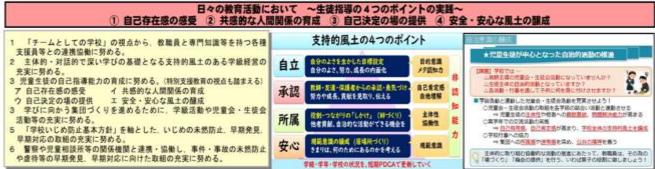
- 1 両親が一緒に叱責しない・・・それぞれの役割を確認し、連携して対処する。
- 2 事実を聞き出す・・・どんな行動をしたのか?その結果どうなったのか?
- 3 徹底的にいじめを否定する
 - ○「いじめは人間として許されない行動である、私も許さない」
 - ○「いじめられた子は苦しんでいる」
 - ○「お前の気持ちはわかった、一緒に考えよう」など
- 4 きちんと謝罪する
 - ○あらかじめ被害者とその保護者の意向を確認し、被害者側の思いに沿った形で 謝罪を行う。
- 5 今まで以上に子どもとの関わりを多く持つ

(3) いじめの観衆・傍観者等への対応

いじめの観衆・傍観者等への対応といじめを許さない雰囲気の醸成

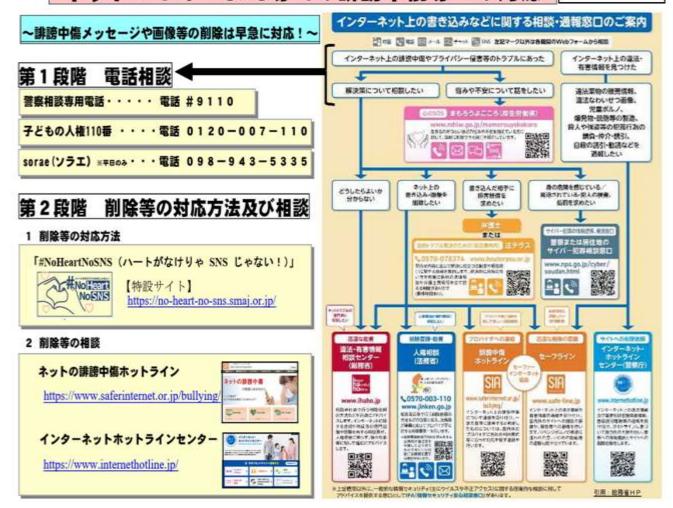
那覇市立 鏡原中学校





ネットいじめ・SNS等での誹謗中傷等への対応

那覇市立 鏡原中学校



- ① ネット上のいじめの特徴
 - ア 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
 - イ インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、生徒が簡単 に被害者にも加害者にもなる。
 - ウ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、 回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
 - エ 保護者や教師などの身近な大人が子どものスマートフォンなどの利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネットいじめ」の実態の把握が難しい。

【ネット上のいじめの態様】

- 1 掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」 誹謗中傷の書き込み・個人情報の無断掲載・なりすましなど
- 2 SNS での「ネット上のいじめ」 誹謗中傷する SNS、メール・チェーンメール・なりすましメールなど
- 3 その他(ロコミサイトやオンラインゲーム上のチャットでの誹謗中傷の書き込みなど)

- ② 掲示板などへの誹謗中傷などへの対応
 - ア ネットいじめの発見、生徒・保護者らからの相談
 - イ 書き込み内容の確認
 - ○当該掲示板などのアドレスの確認と記録
 - ○書き込み内容の保存(プリントアウト)
 - ※スマートフォン等の場合は、スクリーンショットか画像をカメラで撮影するなど
 - ウ 掲示板などの管理者に削除依頼
 - ○管理者への連絡方法 (メール) の確認
 - ○利用規約などを確認の上、削除依頼を実施。
 - ※削除依頼は、学校などの公的なパソコンやメールアドレスを使用し、依頼者名などの個人情報を記載する必要はない。

(5) 掲示板などのプロバイダに削除依頼

- ○管理者に削除依頼しても削除されない場合や管理者の連絡先が不明な場合などは、掲示板サービスを提供しているプロバイダへ削除依頼する。
- ※削除されない場合は、メール内容などを確認する。それでも削除されない場合は、法務 局などに相談する。
- ③ 「ネット上のいじめ」が発見された場合の対応
 - 1 生徒への対応
 - ○被害生徒への対応 きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要である。
 - ○加害生徒への対応

加害者自身がいじめにあっていた事例もあることから、起こった背景や事情について、 詳細に調べるなど適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。

- ○全校生徒への対応 個別の事例に応じて十分な配慮のもとで、全校生徒への指導を行う。
- 2 保護者への対応

迅速に連絡し家庭訪問などを行うとともに、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応 する。

いじめの早期発見・早期対応

那覇市立 鏡原中学校

いじめ…どの子にも、どの学校でも起こり得る



しない、させない、見逃さない!

いじめを受けている被害者に寄り添い、親身に対応する

いじめに係る情報収集・実態の把握

- 1 教師がいじめに対する感度を高め、日頃から児童生徒理解、観察に努める。
- 2 児童生徒との信頼関係を築くとともに、児童生徒への生活実験調査や教師間の情報交換、

教育相談の充実などを通して、早期発見に努め、事実を隠べいすることなく迅速に対応する。

<いじめに関する情報収集及び実態把握の方法> 生活軍熊期奇(いじめアンケート期奇等)

教育相談

7

- 個人面談・保護者面談 3
 - 日常的な観察
- 5 生活点検表(生活日記) 等



いじめの判断についていじめの認定は「校内いじめ対策委員会」が行う

本人や保護者から のいじめの訴え、い じめの目撃、いじめ の目撃情報 等

詳細な調査の実施 (関係児童生徒から の聞き取り、アンケ ート調査 等)

くいじめの判断> 調査等を踏まえ、組織とし ていじめか否かを判断

学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 差割、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。 忘れ物が多くなり、学習重致が低下してくる。
- 忘れ物が多くなり、学習意致が低下してくる。 表情がさえず、うつむき加減である。 活気がなく、おどおどしたり、表情が軽く周囲を気にしたりする。 根、格子、カバンなどが壊されたり、飲乱したりしている。 授業開始前に学用品、教料書、体育書などが隠されている。 授業中、誘答に対して皮肉や実い声が繰り返し起こったり、正解 に対して、かかわしやどよのきがあったりする。 その子を書めると嘲笑が起こったり、しらけたりする。 その子を書めると嘲笑が起こったり、しらけたりする。 その子どもの傾に握も座りたがらない。 黒面の子がないのに職員室の様子をあったり、ほりをうろうろしたりといい。 黒板や桃等にあた名や「○○死ね」などの落書きをされる。 用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろうろしたりしている。

- りしている。 ・りしている。 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうと
- 0
- しない。 一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて入
- 」休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて人ってきたりする。
 □ 休み時間や放課後に一人でぼつんとしていることが多い。
 □ 清陽や総食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。
 □ 吉ほど親しくない友だちと一緒にトイレから出てきたり、遅れて教室に入ってきたりする。
 □ 理由のわからないか方が多く、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と言ったりする。
 □ 訓鑑、腹痛、吐き気をよく訴える。
 □ 『誰かこれやってくれないか」と言うと特定の子どもの名前が出てくる。

- (る。 係を選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。 人権を無視したあだ名(「ばいきん」、「〇〇首」)がつけられ、し つっく言われる。
- □ 部活動への参加を渋ったり、休みがちになる。□ 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。

家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 学校へ行きたがらない。 「転校したいか「学校をやめたい」と言い出す。 イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。 衣服馬に入りたがらなかったり、環になるのを彼がる。 学用品や所持品を紛失したり、環されたりしている。 教科書やノートに連がらせの落書きをされたり、破られたりし

- ている。 食物がなくなったり、体重が減少したりする。 食物がなくなったり、眠れなかったりする日が続く。 悲いに満ち、表情が暗くなる。 部里に閉じこもることが多く、ため思をついたり、涙を流した
- している。 先生や友だちを批判する。
- 親に隠し立てをすることが多くなる。 家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したり
- する。 _ 親しい友だちが家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてく

- る。

 言葉達いが荒くなり、親や兄弟、祖父母等に反抗したり八つ当たりをする。

 外に出たがらない。

 学校の様子を聴いても言いたがらない。

 電話に歌歌になる。

 太護からの電話にていねいな口調で応答する。

 不審な電話や様がらせの手紙や紙切れなどがある。

 プレビゲームなどに動中し、現実から途避しようとする。

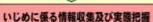
 親の学校への出入りを嫌う。

 まだらのことを聴かれると怒りっぽくなる。

 「どうせ自分はためだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに関心を持つ。

教職員間の共通理解・情報連携 (普段からの同僚性・協働性が重要)

- □ 常日頃から、些細なことでも情報の共有化を図る。 □ 離員駅会等において、生徒指導主事等による「児童生徒の状況
- □ 学年会でいじめに係る情報交換・対応策の検討を行う。 □ 生徒指導委員会(節会)でいじめに係る情報交換・対応策の検
- □ 保健室 (養護教諭) から情報の提供を受ける。 □ 部活動顧問から情報の提供を受ける。



地域からの情報

- □ 公園などで一人の子を何人かで囲んだり、小突いたりしている。 □ スーパーやコンピニ等でジュースやお菓子をおごらせている。 □ 査甲校中に一人の子が他の子の荷物を排たされている。 □ 連邦○個数とだ・一人ほつんとしている。 □ 集団 (遊び) の中で一人だけ様子がおかしい。

自治会やPTA等に対し、いじめの早期発見のポイント等に ついて閲覧し、児童生徒の様子を報告してもらう。

(1) 教職員

- ① 教職員として、基本的資質、専門性の向上に努める。
- ② 人権感覚を磨き、生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。
- ③ 効果的な校内研修の方法を工夫する。
- ④ 家庭・地域・関係機関と緊密に連携し、相互に補いながら、善悪の判断や社会生活の基本的なマナ ーなどを育むよう啓発を図る。
 - ○校長のリーダーシップのもと、全教職員が、生徒指導についての共通理解を図り、共通実践が行 われている。
 - ○教職員が、生徒の意見をきちんと受け止めて聞いている。
 - ○教職員が、生徒に明るく丁寧な言葉で声をかけ、一人の人間として接している。
 - ○教職員自らの言動が、生徒に与える影響の大きさを強く自覚している。

(2) 生徒の豊かな心と実践力の育成【道徳や特別活動】

① 道徳や特別活動等において、「正義感や公正さを重んじる心」「他人を思いやる心」「命の大切さ」 などの道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連を図りながら自尊感情を高め、道徳的実践力 を育成する。

- ② 生徒会など、生徒が主体的にいじめ根絶のために取り組む活動の充実を図る。
 - ○失敗しても認め合い、励まし合う雰囲気がある。
 - ○生徒たちが規範意識を持ち、規律ある学校生活を送っている。
 - ○表情が明るく、にこやかで言葉づかいが適切である。
 - ○明るくあいさつを交わす。
 - ○生徒会活動や委員会、係活動に進んで取り組み、頑張ろうとする雰囲気がある。
 - ○教室や学校が清潔で、整理整頓されている。
 - ○規律ある楽しい給食の時間を過ごしている。
 - ○地域住民や保護者等が気軽に来校し、学校の活動に参加・協力する。

(3) 教育相談体制

- ① スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、小中アシスト相談員、中学生生き生き サポート相談員、市町村教育委員会の相談機関等の活用について、生徒や家庭に周知するととも に、相談室の整備など、相談しやすい環境作り及び教育相談体制の確立を図る。
- ② 校長の指導の下、教職員が生徒との信頼関係づくりを行うとともに、定期的な教育相談等を実施する。
 - ○定期的な相談期間

第1回: 5月〇日(〇) ~ 5月〇日(〇) 【4日の日程をとる】 第2回:11月〇日(〇) ~11月〇日(〇) 【4日の日程をとる】

OHyper-QU

結果の考察と対応策(学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違 点など)を考え、職員研修で共通理解を図る。

○毎月の「いじめアンケート」

後に学級担任により教育相談を行い、生徒一人一人の理解に努める。

- 8 「早期発見」について
 - (1) いじめにかかる情報収集・実態の把握
 - ①教師が豊かな感性で日頃から生徒理解、観察に努める。
 - ②生徒との信頼関係を築くとともに、生徒への生活実態調査や教師間の情報交換、教育相談の充実などを通して、早期発見に努め、事実を隠ぺいすることなく迅速に対応する。

【いじめに関する情報収集及び実態把握の方法】

毎月のアンケート・個人面談・日常的な観察・生活点検表(生活日記)・心理テスト等

9 年間計画及び評価 (PDCA サイクル×2)

※PDCA サイクルをなぜ、2回実施するのか・・・

年度途中に生徒指導の取組を学校評価等(年間2回実施)を通して点検・見直しを図ることで、教職員個々の認識や対応のずれが修正され、共通理解による実践が進みます。しかし、現場において調査回数が多くなれば、その結果を基に取組を見直し協議する時間が確保できなくなります。通常通りの学校評価を長期休業前に行い、長期休業中に学年会議等でこれまでの取組を振り返るという年2回の実施が生徒指導の現実的な行動連携に繋がります。

	施が生徒指導の現実的な行動連携に繋がります。 	T
月	学校の取組	児童生徒への個別支援
1月	今年度「生徒指導年間サイクル」スタート	□アセスメントの確立(ステップ)
	CHECK · ACTION	①行動には必ず理由(原因)があると考える
	★第1回目 PDCA PLAN	②その理由を個人と環境との関係の中で見出 そうとする
	□次年度指導方針の決定と各種指導計画の作成	③理由を見出すために情報を集め分析する
2月	・「不登校対応・支援リーフレット」等の作成	④理由を見出せたら、それに対する最善の対
	・「学校いじめ防止基本方針」更新	応策を考える
	(HPへの掲載)	⑤その対応策を関係者で分担して実施する
	・「生徒指導提要(改訂版)」の内容確認	⑥その実施した結果を振り返って、次の対応
3 月		策を改善する
	※児童生徒による組織的な自治的活動の展開に向けて □ 久廷調本等の京知的な八折。改善等の検討	※①~③をアセスメント (見立て)、④⑤がプ
	□各種調査等の客観的な分析、改善策の検討 ・問行調査及び教育相談資料等の確認	ランニング、④~⑥は PDCA サイクルで対応 し、関係機関と積極的に連携する
	・成果や課題の把握、結果分析の共有	
	・課題改善ポイントの共有	□教育相談
	口春休み前の取組	・個人票等を活用した個への支援
	・長期欠席数、不登校数(継続・新規)及び問	
	題行動等の校内や関係機関との情報共有	
+-	・課題改善ポイントの共有	
春季	│ □春休み期間中 ・生徒指導方針の関係職員との共有(調整)	□家庭訪問の実施
休業	・小中連携、情報共有	・見守り体制強化、情報交換等
4月	□生徒指導方針(及び学校いじめ防止基本方針)	口前年度のいじめ未解消児童生徒と長
',	の全職員による確認と実践 DO DO	期欠席児童生徒の把握と支援計画
		※4月~6月:前年度、不登校を経験した児
	□学級経営リーダーによる年度始めの支持的風土を つくる学級経営を中核とした取組	
	・不登校及び問題行動等の初期対応等の確認	童生徒に対する初期対応。前年度、「不登校
	学級のルールづくり(生徒指導方針、学習規律)	経験有り」の場合、7月迄に欠席日数が30
	・学級活動と児童、生徒会活動を連動させ、自	日を超える児童生徒が50%を超えている
	治的機能を高める	reversible to the service of
5月	ロゴールデンウィーク明けの取組	
	・不登校及び問題行動等の確認(情報共有・早期対応)	
	・	▽□教育相談週間の実施(1回目)
		・個人票等を活用した個への支援
6 月	■学校評価(第1回目) CHECK・ACTION	3
7月	□夏休み前の取組 PLAN	口数本电池
	・長期欠席数、不登校数(継続・新規)及び問	│□教育相談
	題の特別世方	・個人票等を活用した個への支援
	行動等の情報共有 ・課題改善ポイントの共有	
	□全国学力・学習状況調査結果公表	
	(児童生徒質問紙等)	
	・課題改善ポイントの共有	
		7

	~夏休み期間中~	□家庭訪問の実施
夏季	□学校評価等の客観的な分析、改善策の検討	
休業	口校内研修の開催	・見守り体制強化、情報交換等
	・いじめ防止・対応、学級経営、児童会・生徒	
	会活動 ・夏季休業明けの自殺予防対策	
	★第2回目 PDCA DO)
9月	□夏休み明けの取組) -□教育相談週間の実施(2回目)
	・不登校及び問題行動等の確認(情報共有・早	・個人票等を活用した個への支援
10 月	期対応)	
10 /3	• 自殺予防対策	
	□各種調査等の客観的な分析、改善策の検討	
11 月	・成果や課題の把握、結果分析の共有	□教育相談
	CHECK • ACTIO	1 ・個人票等を活用した個への支援
	■学校評価(第2回目) PLAN PLAN	
	□ 冬休み前の取組 ・長期欠席数、不登校数(継続・新規)及び問	
12 月	題	
	行動等の情報共有	
	・課題改善ポイントの共有	
	~冬休み期間中~	□家庭訪問の実施
n=	□学校評価等の客観的な分析、公表、改善策の検	・見守り体制強化、情報交換等
冬季	討	
休業	・成果や課題の把握、結果分析の共有	
	・次年度の生徒指導方針及び年間計画の検討	7
	・学校いじめ防止基本方針の検討、見直し	,
通年	□ 通年	
	・いじめ防止等アンケート(記名式、無記名式	促進老計免 共た鳥り笠)
	・V・レツ別正寺ノンク一下(記行八、無記行八	、休暖日刈豕、付り畑リ守/

いじめ発見のためのチェックポイント

学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント

□遅刻、欠課、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。
□忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる。
□表情がさえず、うつむき加減である。
□活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
□机、イス、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。
□授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
□学用品の破損、ノートに落書きがある。
□授業中、誤答に対しての皮肉や笑い声が繰り返し起こったり、正答に対して、
冷やかしやどよめきがあったりする。
□その子を褒めると嘲笑が起こったり、しらけたりする。
□その生徒の隣に誰も座りたがらない。
□周囲の子がその子の机やイスに触ろうとしない。
□黒板や机などにあだ名や「○○死ね」などの落書きをされる。
□用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろうろしたりしてい
る。
□保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうとしない。
□休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて入ってきたり
する。
□休み時間や放課後に一人でぽつんとしていることが多い。
□清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。
□さほど親しくない友だちと一緒にトイレから出てきたり、遅れて教室に入っ
てきたりする。
□理由のわからないケガが多く、その原因をたずねると、「自分で転んだ」な
どと言う。
□頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
□「誰かこれやってくれないか」と言うと特定の生徒の名前が出てくる。
□係を選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。
□人権を無視したあだ名(「ばいきん」、「○○菌」)がつけられ、しつこく言わ
れる。
□部活動への参加を渋ったり、休みがちになる。
□日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が現れる。

家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント □「転校したい」「学校をやめたい」と言い出す。 □イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。 □衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。 □お風呂に入りたがらなかったり、裸になるのを嫌がる。 □学用品や所持品を紛失したり、隠されたりしている。 □教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。 □食欲がなくなったり、体重が減少したりする。 □寝付きが悪かったり、眠れなかったりする日が続く。 □愁いに満ち、表情が暗くなる。 □部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。 □先生や友だちを批判する。 □親に隠し立てをすることが多くなる。 □家庭からの物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。 □親しい友だちが家に来なくなり、見かけないものがよく訪ねてくる。 □言葉づかいが荒くなり、親や兄弟、祖父母らに反抗したり八つ当たりをする。 □外に出たがらない。 □学校の様子を聞いても言いたがらない。 □電話に敏感になる。 □友だちからの電話に丁寧な口調で応答する。 □不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。 □テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。 □親の学校への出入りを嫌う。 □友だちのことを聞かれると怒りっぽくなる。

地域からの情報

地域・自治会やPTAなどに対し、いじめの早期発見ポイントなどについて 周知し、生徒の様子を報告してもらう。

□「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避

□公園などで一人の子を何人かで囲んだり、小突いたりしている。
□スーパーやコンビニなどでジュースやお菓子をおごらせている。
□登下校中に一人の子が他の子の荷物を持たされている。
□道ばたや公園などで、一人でぽつんとしている。
□集団(遊び)の中で一人だけ様子がおかしい。

することに関心を持つ。